

令和6年10月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和6年10月22日（火） 午後1時30分から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長 （廣田隆延）
教育委員会委員（笠井智佳、松嶋康博、服部直美、加藤貴也）
- 4 議場に出席した職員
教育委員会事務局教育次長（伊川歩）、教育委員会事務局参事（西村佳代子）、参事兼教育総務課長（鈴木明）、参事兼教育政策課長（白木敏弘）、学校教育課長（藤見忠）、教育指導課長（上田由実子）、教育支援課長（鈴木康仁）、文化財課長（大窪隆仁）、子ども育成課長（中村康次郎）、総務課長（原田正治）、書記（木葉健介）、書記（久住孝大）
- 5 議事
 - （1）専決（鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部改正）の承認について（教育総務課）
 - （2）鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正について（教育総務課）
 - （3）令和5年度教育委員会活動の点検・評価報告書について（教育総務課）
 - （4）専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について（学校教育課）
- 6 報告事項
 - （1）令和6年度全国学力・学習状況調査結果について（教育指導課）
 - （2）企画展「三重のおかしな須恵器 p a r t 2」 （文化財課）
 - （3）令和7年度幼稚園児募集結果について（子ども育成課）
- 7 その他
 - （1）令和6年11月教育委員会定例会の開催について
- 8 傍聴人0名

（教育長）皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和6年10月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は、松嶋委員にお願いいたします。

(教育長) 議事に入ります前に、10月1日付けをもって、教育委員会委員に任命されました加藤貴也委員に、就任の御挨拶を賜りたいと存じます。加藤委員、よろしくお願いいたします。

(加藤委員) 三重大大学の加藤と申します。この10月からお世話になります。よろしくお願いいたします。私自身、生まれも育ちも鈴鹿市で、母校が神戸小学校、神戸中学校であります。色々な御縁もあって、この度教育委員をさせていただくことになりました。大学の地域連携なども担当しておりますので、皆様のお役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(教育長) ありがとうございます。加藤委員、これから、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(教育長) それでは、議事に入ります。議案第2149号「専決（鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部改正）の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私からは議案第2149号「専決（鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部改正）の承認」について、説明申し上げます。資料の2ページを御覧ください。この要綱改正は、8月教育委員会定例会において承認をいただきました「令和6年度鈴鹿市教育費第2号補正予算」における学校給食食材費の物価上昇対策に関する改正でございます。9月定例議会において補正予算が議決されましたので、10月以降の執行に向けて、所要の例規整備を行ったものでございます。この物価上昇対策は、一般財源、いわゆる公費負担で措置しておりまして、児童・生徒の給食費については据え置きのまま、学校給食食材の物価上昇分を公費負担させていただくものですが、教職員等の喫食者については、実費を負担していただく必要があります。よって、児童生徒と同様に学校給食を喫食する教職員等から、物価上昇分として公費負担した実費分の負担の増額等を求めるために、必要な規定整備を行うものでございます。資料2ページ中段辺りからの、改正後の欄の附則第2項ですが、教職員等の給食費については、令和5年度における特例として小学校及び幼稚園の教職員等については47,862円、中学校の教職員等については54,038円と定めておりますが、この度の補正予算措置により、令和6年度の教職員等給食費の額を変

更する特例を定めるものでございまして、小学校及び幼稚園の教職員等については 4,938 円増の 52,800 円に、中学校の教職員等については 5,362 円増の 59,400 円とさせていただくものでございます。そして、その増額分につきましては、次の附則第 3 項のとおり、第 10 期の徴収月にまとめて徴収させていただくこととする特例を設けるものでございます。また、この給食費食材費の公費負担に伴い、10 月 1 日以降、令和 7 年 3 月末日までの 1 食あたりの給食費の額に変動が生じますので、次の附則第 4 項のとおり、休暇や学校行事等により喫食を停止した際の給食費の調整等に用いる 1 食当たりの額を、小学校及び幼稚園の教職員等については 314.44 円と、中学校の教職員等については 370.48 円とする特例を定めるものでございます。なお、一部改正告示の附則第 1 項により、施行期日は令和 6 年 10 月 1 日からとさせていただき、附則第 2 項に 1 食当たりの額の適用関係について経過措置を設けております。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2149 号「専決（鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部改正）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2149 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2150 号「鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第 2150 号「鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正」について、説明申し上げます。議案書 5 ページを御覧ください。先月の令和 6 年 9 月教育委員会定例会において報告させていただきましたとおり、現在、本市におきましては内部の各機関の権限につきまして全

序的な見直しを行っております。具体的には事務委任及び補助執行制度の運用について、「組織と権限の整合化」と根拠条文の明文化など「事務の適正化及び効率化」に取り組んでおります。本議案は、そのうち「組織と権限の整合化」として図書館や博物館などの社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に係る事務及び文化財の保護に関する事務について市長部局に移管するため 12 月議会に関係条例の改正案を提出するものでございます。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2150 号「鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2150 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2151 号「令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価報告書について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づく令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価報告書について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第 2151 号「令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価報告書」について、説明申し上げます。別冊の「令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価報告書(案)」を御覧ください。教育委員会活動の点検・評価につきましては、報告書案 1 ページに記載のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の活動状況について自らが点検及び評価を行い、その報告書を作成するとともに、これを市議会に提出し、併せて、市民へ公表することが義務付けられております。この度の点検・評価報告書(案)の内容につきましては、これまで、6 月教育委員会定例会におきまして、担当課の評価をお示しし、その後、教育委員の皆様及び教育長に加筆・修正していただきました。その上で、再度、担当所属で見直し、8 月には、本点検評価の協

議のため、第1回教育委員会懇談会を開催し、御意見をいただいた上で仮確定をさせていただきましたことから、議案をもって内容の説明に代えさせていただきたいと思います。なお、懇談会の際に、御指摘いただきました語句の修正等につきましては、反映させていただいております。その後、外部の学識経験者の評価としまして、三重大学の須曽野教授及び瀬戸教授に懇談会終了後の8月から9月にかけて、御意見をいただきました。いただきました御意見につきましては、38ページ以降に掲載しております。両氏の御意見を一部御紹介させていただきますと、須曽野教授は、各基本事業について御意見をいただいた後に、46ページの「おわりに」におきまして、令和5年度においても、「1－2 ICTを活用した教育」及び「1－6 アクティブ・ラーニングを導入した教育活動」の評価が昨年度に引き続き「B」であったことに触れ、前者について、目標値100%を達成するため、教員研修や指導主事による学校訪問等を充実させ、次年度以降には、児童生徒がICT機器を効果的にもっと活用し、発達段階に応じて、主体的に、そして対話的に学ぶ学習を幅広く実現・展開してほしい旨の御意見をいただいております。

続きまして、瀬戸教授でございますが、47ページから4つの視点で御意見をいただいております。まず、「1 ICT教育の推進」につきましては、学校間でのICT機器活用の2極化、学習の深化という視点からの評価指標の見直し、教職員の業務軽減の観点からのICT機器の活用について御意見をいただいております。また、「2 人権教育について」につきましては、現在のいじめ防止を目標にした実践に加え、LGBTQの問題についての御意見などをいただいております。続いて、「3 外国人児童生徒などへの日本語教育」につきましては、社会的自立につなげていくという視点からの取組の充実や発達支援についての現場の先生方や保護者への研修の機会の提供などについて御意見をいただいております。最後に、「4 特別支援教育」につきましては、保護者も含めた家族全体の支援についての御意見などをいただいております。以上、学識経験者の評価となりまして、一次評価から学識経験者の評価までの過程を経ましたことから報告書（案）がまとまりましたので、議案として提出させていただきました。

今後の予定でございますが、本日、本議案について御承認をいただくことができましたら、法の趣旨に基づき、市議会12月定例議会の開会日に、本点検・評価報告書を市議会へ提出する予定です。また、市民への公表につきましては、市議会への提出後、総務課及び教育総務課窓口に設置するとともに、教育委員会のウェブサイトに掲載する予定でございます。加えて、点検評価報告書を公表した旨を、「広報すずか」12月5日号に掲載するなどして周知を図ってまいります。説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

（教育長）ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（笠井委員）別冊資料の45ページのところで質問ですが、この人的環境の整備で介助員1人

当たりに対する特別支援学級の児童生徒数の目標値は 4.2 人であるが実績値は 5.0 人ということで、支援するスタッフ介助員が少ないことがここで書かれていると思います。下から 6 行目に「目標値 4.2 人には届かないものの、市としては最大限の努力をしていると評価できる。」、一番下の行では、「人的環境の整備充実を求めたい。」とありますが、これはコスト的な面で人員の配置が実績値にかなっていないのか、それとも介助員をしてくださる方の確保が人的資源として難しいのかどちらの視点になるのでしょうか。

(学校教育課長) 昨今、特別な支援を必要とする児童生徒の数が増える傾向にあるというのは、これまでの説明のとおりです。それに合わせて介助員、支援員を配置しております。どちらも増加しており、目標値の 4.2 人に達していません。子どもの増加に対して介助員、支援員も増やしているのですが、追いついていないというのが現状でございます。また、人材不足の影響により勢いよく配置できていない状況でございます。

(松島委員) 指摘させていただいたところも修正、検討いただいてありがとうございました。翌年度に向けてというところで、学識経験者のお二方の指摘と少し重複するところもあるのですが、13、14 ページのアクティブ・ラーニングについてですが、こちらの「指標」の部分と右側の一番上の「課題認識」のところで出ている課題の関連性というところを、次年度に向けてはもう少し掘り下げていただきたいと思います。例えば「課題認識」のところで、黒丸の 1 つ目の一番最後で「教員の授業間の転換及び授業力の向上が必要である。」、黒丸の 2 つ目のところで、「児童生徒が何を学習し、何が分かったのか、何ができるようになったのか等を、自分自身で確認する『振り返り』の質的向上は引き続き取り組むべき課題である。」と課題を挙げられておりますが、この課題とこの項目で設定されている指標のところが、私から見るとミスマッチしているように思います。この指標に挙げているのは、「自ら課題を設定し、解決に向けて話し合いやまとめ、表現などの学習活動を取り入れた学校の割合」を示すもので、要はこれを取り入れた学校が 100%になれば、先ほど挙げた課題が解決されるものではないですね。仮に、100%の学校が取り組んだとしてもこの課題は自動的に解決されるものではないので、この取り入れた学校の割合という 1 つの指標は残していいとは思いますが、それとは別にこの右で挙げられている課題のところを解決するための新たな指標設定を 1 つの項目として取り上げていくべきではないかと感じた次第です。そのあたりを次年度のところに向けて、ぜひ検討いただければと思います。

(教育指導課長) この指標については令和 5 年度までの指標ということで、令和 6 年度以降は、新たな教育振興基本計画に基づく新たな指標に向けて取り組んでいくことになりますので、その内容とマッチさせるようにしていきたいと思います。

(教育長) このあたりは非常に重要な部分ですので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2151 号「令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価報告書について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2151 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2152 号「専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出いたします。

(学校教育課長) それでは、私からは議案第 2152 号「専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認」につきまして、説明申し上げます。35 ページを御覧ください。改正内容でございますが、パートタイム会計年度任用職員の報酬の額のうち、養護及び支援員の時間額を最低賃金の上昇を踏まえて、1,020 円から 1,033 円に変更しようとするものでございます。私からの説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) この 10 月から時給が上がるということで、配偶者の方の扶養範囲内でお仕事をされている方々の中で、扶養範囲内のギリギリで勤務されている方にとっては、時給が上がることで、勤務日数、勤務時間を制限しないといけない状況がどこの企業でも起こっていると思います。当施設でもそのような状況になっております。実際、非常勤講師の先生方の場合ですと、年間の持ちコマ数といいますか、講義数もある程度決まっておられるか

と思いますので、今回のこの改定でどのような影響が実際に出ているのかどうか、勤務時間の短縮や勤務日数を少なくしないといけないというような影響が及んでいるのかを教えてくださいましたらと思います。

(学校教育課長) 御指摘いただきましたことにつきましては、個別のところがございますので、現在、確認中でございます。また、こちらとしましても働いていただく方のことも十分に検討していかなくはなりませんので、今後の状況を見ながら対応を検討させていただきます。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2152 号「専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2152 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「令和 6 年度全国学力・学習状況調査結果について」をお願いいたします。

(教育指導課長) それでは、私からは報告事項の 1 番目「令和 6 年度全国学力・学習状況調査結果」につきまして、説明申し上げます。

今回は、「令和 6 年度全国学力・学習状況調査ー 鈴鹿市の結果概要ー」について、別冊資料を使って説明いたします。2 ページを御覧ください。令和 6 年度の各教科における平均正答率を鈴鹿市、三重県、全国と比較して掲載しました。小学校国語で全国平均を上回ったほか、他の校種・教科につきましても、全国平均を下回ったものの、前年度よりも全国平均との差が縮まっており、改善傾向にあります。3、4 ページには、本市と全国との差について、過去 5 か年の平均正答率と調査開始時である平成 19 年度から令和 6 年度までの小中学校の経年変化を示しました。5 ページからは、各教科について、直近 3 年間の経年変化を掲載しました。上段の四角囲みの「○」は今年度の成果、「●」は課題を表しています。例を挙げますと、小学校国語は、特に「読むこと」に関する領域が改善されました。6 ページの小学校算数は、経年課題である「図形」の領域が年々改善されており、本年度は全国を上回りました。7 ページの中学校国語は、「言語文化に関する事項」が昨年度から大きく改善し、全国を上回りました。8 ページの中学校数学は、「データの活用」が、全国を大きく上回りました。これらの成果は、継続的に取り組んでいる読解力向上シートや授業改

善が繋がったものと考えられます。9ページからは、各教科に関する質問紙調査の結果です。表9は、小学校における「国語の学習に対する関心・意欲・態度等に関する質問」です。児童質問紙42番「国語の勉強は好きですか」については、本市の肯定的回答割合が56.2%となっており、全国を5.8ポイント下回っています。この質問につきましては、表9で取り上げた他の質問と比較すると、肯定的回答の割合が低くなっております。また、昨年度、一昨年度も同様の傾向であり、課題が改善されていないことがわかります。

次に、児童質問紙と学校質問紙との関連について説明します。児童質問紙46番から49番までの本市の結果ですが、肯定的回答の割合は、4つとも全国の数値を下回っています。さらに10ページも併せて御覧ください。先ほどの児童質問紙の内容と関連している学校質問紙が表11の41番から44番となります。学校質問紙の結果ですが、2つが全国の割合を上回り、2つが全国を若干下回っています。

続いて、14ページを御覧ください。ここからは、鈴鹿市の重点取組である、授業改善、ICT活用、家庭学習、非認知能力の4つに分類して、児童生徒質問紙調査の分析結果を掲載しました。まず、成果が見られる質問項目について、説明します。18ページを御覧ください。授業改善に関する児童生徒質問紙(31)「各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていたか」の結果を見ると、令和6年度の本市の肯定的回答の結果が、前年度より小学校+6.9ポイント、中学校+5.1ポイントと大きく上回りました。また、本年度の結果が、直近5年間で最も高くなりました。このことから、いわゆる「学びのアウトプット」を行うという視点での授業改善が進んでいることが分かります

続いて、29ページを御覧ください。こちらは、非認知能力等に関する項目です。鈴鹿市の「自制心」に係る児童生徒質問紙(7)「携帯電話等について家の人と約束したことを守っているか」の結果を見ると、令和6年度の本市の結果が全国比、前年度比ともに上回りました。また、直近5年間で最も高い結果となりました。同様の結果となったのが、33ページの(16)「学校に行くのは楽しいか」です。学校における様々な取組が、子どもたちの「学校が楽しい」という思いにつながったと考えられます。

次に、課題が見られる質問項目についてです。16ページを御覧ください。授業改善に関する児童生徒質問紙(29)「資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたか」の結果を見ると、特に中学校では平均正答率との強い関係性が見られます。しかし、本年度の結果は、改善傾向が見られるものの、全国より小学校が3.3ポイント、中学校は5.4ポイントも下回っておりますので、今後授業改善のポイントの1つにしていく必要があります。また、同じく授業改善に関わって、17ページの(30)「自分で考え、自分から取り組んでいたか」や、18ページの(31)「学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行ったか」は小中学生ともに、平均正答率との強い関係性が見られた質問です。結果は改善傾向にありますが、(30)の中学校を除き、全国平均に届いていません。今後も授業改善に生かしていく必要があると考えます。

続いて、27、28ページを御覧ください。こちらは、家庭学習に関する内容です。児童生

徒質問紙（21）、（22）ともに、令和6年度の本市の結果が全国比、前年度比ともに下回り、直近5年間でも最も低い結果となりました。このことから、平日及び休日の家庭学習の時間は小中学生ともに短くなっていることが分かります。家庭学習を「全くしない」、又は「30分より少ない（休日の場合は1時間より少ない）」と回答している割合を見ると、小学校の平日を除き、全国を大きく上回っています。これについては、子どもたち一人ひとりが自律した学習者として学び続けていくためにも、自分で計画を立てて、一定時間学習に向かう習慣づくりの取組が必要であると考えております。

以上の分析を総括して4点お伝えします。1点目は、成果として、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について、考えが伝わるよう工夫して発表する、課題解決に向けて自分から取り組む、自分の考えをまとめるなどの肯定的回答が増加傾向にあることです。これらは鈴鹿市が取り組もうとしている「自律した学習者」の育成に深く関わる内容であり、今後、ますます増加していくことが期待できます。現状は、ほとんどが全国には届いておりませんので、引き続き、授業改善の取組を推進いたします。

2点目も、成果として、本年度から本格的に各校で取り組んでいる非認知能力の育成について、関係する質問の肯定的回答が、前年度と比較して増加傾向にあることです。今後、日々の生活や学習活動の中で、また学校行事等と関連させながら、継続した育成に取り組んでまいります。

3点目は、課題として、家庭学習の時間の減少です。本市においては、これまでも家庭学習には力を入れてきました。一概に時間の長さで判断することはできませんが、1人1台端末の効果的な活用とともに、子どもたちが自ら学びたいような家庭学習の在り方について、再度、各校での検証を呼び掛けております。4点目は、課題として、教員と児童生徒の認識のずれです。児童生徒質問紙と学校質問紙のクロス集計により、学力向上の取組がどの程度児童生徒に反映されているかが見えてきます。本年度の新規の質問を例にしますと、10ページの（43）「自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫して文章を書くことができるよう指導をしたか」の質問について、小学校教員が93.3%の肯定的回答をしているのに対して、「書いている」と肯定的回答をした児童は79.3%と14.0ポイントの差が見られ、教員と子どもたちの認識に差があることが分かります。取組内容が子どもたちに実感できるものとなるよう、価値づける言葉がけなど一層の工夫に取り組みます。既に各校で分析しておりますが、改めて、この資料を分析の視点として活用するよう周知するとともに、今後も学校と一丸となって学力向上に向けた取組を推進してまいります。以上で報告とさせていただきます。

（教育長）ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

（笠井委員）1ページと5ページのところで質問ですけれども、これは、学力テストを基に分析しているということでよろしかったでしょうか。1ページの小学校、中学校国語のと

ところで、小学校の場合、「話すこと・聞くこと」3問、「書くこと」2問、「読むこと」3問ということで、今回は、5ページに記載があるように「読むこと」に関する領域が大きく改善されています。「読むこと」ということは、いわゆる文章を読んで設問の正答率を確認しているとする、例えばこの「話すこと・聞くこと」について、児童生徒が話す、耳で聞くことというイメージがありましたので、「話すこと・聞くこと」をどういった設問で聞いているのか御質問させていただきます。

(教育指導課長)「話すこと・聞くこと」に関しては、例えば会話形式の内容でどのように伝えるかという形式の問題となっていますので、実際にリスニングという形式ではございません。

(教育委員会事務局参事)「話すこと・聞くこと」に関しては、実際にリスニングをするのではなく、問題の形式としては、場面設定として「話す・聞く」という内容になっており、ここで話している内容は、「どのような意図で話しているか。」ということについて選択したりするものとなっております。場面設定については、文章を読むこととなりますので、結局のところ読解力も必要になってまいります。

(松嶋委員)資料を見ていて矛盾があるところについて、何が原因であるのかを考えていました。小学校の方は年々全国平均を上回ってきていたりするところで成果は見られているのですが、中学校ですけれども、改善傾向にあるものの、まだまだ全国平均には届いてないという中で、例えば、11、12ページの生徒質問紙の結果を見ても、ここの42番から49番の項目はいずれも全国平均より上回っています。質問内容的は、「勉強は好きですか、国語は好きですか。」であり、その教科に対して別に苦手や嫌いというわけではないけれども、学力のところへ直結していないところにもものすごく矛盾を感じていて、どこに原因があるのかを他の資料見てもあまり見出せていなくて、唯一あるのが家庭での勉強時間が減少傾向にあるというところぐらいしか見当たらないですね。この点について何か分析している点や感じている点などあれば、お聞かせください。逆に、小学校は全ての項目でマイナスになっているにも関わらず成果は上がっている状況ですね。

(教育委員会事務局参事)まずは、その教科について好きとか興味があるということは大事なのですが、これまでの分析でよく言われているのが、やはり児童生徒が好きとか興味を持っているけれども、結局は中身として授業の質、本当に児童生徒に力が付いているのかというところが、本市の課題であるというのが長年言われているところです。ここで、家庭学習を見てもわかるのですが、家庭学習は全国の方では、時間がある程度長くなると学力と相関することがクロス集計で分かっています。本市の場合は、時間は長いけれども、それが学力に相関、関連になっていない学校があるため、その中身の方を今一度改

善していく必要があると考えております。

(松蔭委員) 今お話しいただいたところで、改めて 11、12 ページ上段の学校質問紙を見たときに思ったのですが、そうするとここにギャップが生まれているという解釈ですね。

(教育委員会事務局参事) 教員はやっているつもりであっても、児童生徒には意識、認識されてないところは、全国的にも差はあるのですが、本市ではその差が顕著であるため、その差をどれだけ埋めていくかというところで、やはりその授業の質であるとか、子ども達へ自分たちに力がついているかを意識させていくことが必要であると思います。

(加藤委員) そのような分析はどの程度されているのでしょうか。例えば、鈴鹿も広いですし、学校も様々なので地域での差もあると思うのですが、そういったことから見出される対策もあるのではないかと考えていて、平均だけを見ていたらいけないような気がするのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

(教育指導課長) 各校でも自分の学校の実態に合わせた取組をしています。本市としてこういう傾向にあるということで、特に共通して課題が見られるところについては、市全体としてやっていくというところで、例えば読解力が弱いということで読解力向上ワークシートを活用し、読む力を上げていくというような取組をしています。

(加藤委員) 上手くいっているところと、そうでないところが市内でもあるのであれば、情報共有することで、何かもっと具体的にいい対策ができるのではないかと思いますので、そういったことをどこまでされるのかというところで、例えば、先生と児童生徒の認識にあまりギャップがない学校があれば、そこはなぜギャップがないのか。逆に、ギャップが広い学校があればどうしてなのかをきちんと分析することで、次の年にこういうことすればいいとか、やっぱりそこには地域柄などで難しいのではないかとという要因があるのかと、思いましたので、そういう意味で質問させていただきました。

(教育指導課長) 各学校で学力について市内統一の分析シートを作成し、それを各中学校区でしっかり取り組んでいる学校については、どのように取り組んでいくと良いかなどの情報共有や、好事例についての取組内容を発信しています。

(教育長) 各学校に分析シートがありまして、各校によってかなり違いもありますので、一つの目標や指標として見るために、全国平均を提示しているところがございます。

(服部委員) この分析はクロス集計も含めてとても大変な作業であるため、毎年ありがたいと思っています。全国平均まではいかなくても、例えば 7 ページの中学校の国語科の中で

は「読むこと」の力がつくのは本当に時間がかかり、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」よりもやはり読み取る力をつけるのには時間がかかります。確かに、まだ水面下ではありますが、読むことも確実に力が付いているのではないかと感じています。ワークシートが成功しているのではないかと感じたり、小学校の「読むこと」も平均まではいかなくても、着実に力がついていると感じています。それから8ページの中学校の数学ですけれども、ほとんどの領域で昨年度よりも上昇傾向にあるということで、これも現場の先生方が意識的にしていただいているためか、関数は苦手な子が多いですけれども、それでも少しずつ平均に近づいていると思いながら見せてもらっていました。

他の委員の方々もおっしゃられているように、9ページの(46)から(49)と10ページの(41)から(44)について、先ほど参事からも説明がありました、子どもと先生の意識の違いは改めて考えていく必要があるのではないかと感じています。小学校と中学校の国語について、小学校の国語は今回本当によく頑張っていたと思うのですが、9ページの全国平均との差で、小学校は全部低くなっており、中学校の国語を見ると全部高いです。同じ国語であるのに、なぜこのような差が生まれるとお考えでしょうか。

(教育委員会事務局参事) 考えとしては、小学校、中学校の国語の先生の授業を見に行き、中学校の先生と話をしていると専門性が非常に高いので、一つひとつ狙いをもって意識して授業をしているため、学校質問紙でそれが反映しているように思いました。ただ、小学校では全教科を担当しているので、質問紙の各項目に対してどこまでしっかりやっているかというところの自信や専門性の意識に違いがあるのではないかと思います。服部委員もよく御存じのように、やはり中学校の先生の専門性というのは、国語を専門でやられているので、子どもの捉え方は別として、指導している意図をしっかりと持っておられるように感じました。

(服部委員) 小学校、中学校の児童質問紙42番から45番についてですが、「やっぱり自分は国語が本当に好きで大切に、世の中に出ても役に立つからこの教科は大事である。」という思いは、子ども達を見ていると中学校の方が高いです。この42番から45番を小学校の子たちにもより思ってもらえると、もっと上がっていくのではないかと。私はこの42番、43番、45番はどの教科でも非常に大事であると思っています。中学校1年生の生徒に小学校の時の国語の授業が面白かったかどうかを聞くと、とても興味深い結果が出ますので一度聞いていただくと良いのかなと思ったりもしています。算数と数学はこの項目では、ほぼ変わりがなく、小学校も中学校も同じで、両方ともプラスなのですね。ここが何で国語が違うかというところを分析していただくと小学校の国語もっと伸びるのではないかと思います。

(教育長) 小学校では全ての教科を教えるということもありますので、研修はまとまり易い

のですが、中学校は教科が異なりますので、全体研修をするとなかなかまとまりにくいところもあるのですが、今後の研修ではそうならないために、協働的な学びというところを中心に研修体制を持っていくことで、中学校もまとまっていけるのではないかと考えております。先ほどの質問紙の結果については、先生方も非常に悩みが多く、難しいところであると思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項2番目の「企画展「三重のおかしな須恵器 part 2」」をお願いいたします。

(文化財課長) それでは、私からは報告事項の番目考古博物館企画展「三重のおかしな須恵器 part 2」につきまして、説明申し上げます。1ページを御覧ください。

令和6年11月23日(土)から令和7年2月2日(日)まで考古博物館企画展「三重のおかしな須恵器 part 2」を開催いたします。考古博物館の開館からまもない平成13年度に、三重県内から出土した須恵器の中から、現在の私たちから見て「不思議な形をした須恵器」、研究者の目から見て「おかしな須恵器」などを「三重のおかしな須恵器」と題した企画展で紹介いたしました。その後、市内の岸岡町天王遺跡や平野町平野遺跡などの発掘調査では、「土管のようでちょっと違う須恵器」、「器台に似た変わった形の須恵器」などが出土し、このような「おかしな須恵器」の調査事例が増加してまいりましたことから、今回、これらの新資料を含めまして、三重県内や周辺の地域の「おかしな須恵器」を改めて紹介いたします。子どもや考古学に馴染みのない市民の皆さんにも、須恵器の「おかしな」ポイントを理解していただけるよう詳しく解説をすることで、須恵器について理解を深めていただき、考古学に対する関心を高めていただけるような展示といたします。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) そもそも須恵器とはどういったものなのでしょうか。

(文化財課長) 須恵器は、陶質土器という形で土器ではあるのですが陶器に近い性質を持つものであります。窯で焼くようになった土器であるため、昔の縄文や弥生土器よりも一歩進んだというか、より硬く色も灰色のようになり、陶器に近い性質で陶器と土器の間みtainな性質のものになります。

(教育長) 資料に「埴輪な須恵器」とあるのですが、埴輪とはどのように違うのでしょうか。

(文化財課長) 埴輪というか須恵器の性質としては、縄文や弥生土器は水分を含むと崩れ易

いことから、須恵器ではその焼き方が変わり、水分を含んでも崩れにくいように作られています。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「令和7年度幼稚園児募集結果について」をお願いいたします。

(子ども育成課長) それでは、私からは、「令和7年度幼稚園児募集結果」について、報告させていただきます。報告資料の4ページを御覧ください。

9月2日から開始いたしました令和7年度の園児募集の結果ですが、次年度の開園、休園等について判断をするため、9月20日に集計した内容と10月1日に集計した結果を記載してございます。これまで同様、休廃園につきましては、「鈴鹿市立幼稚園の休園基準・廃園基準」に基づき判断をすることになっており、入園希望を募った結果、園児数が15人未満となった場合、休園とする旨を定めております。しかし、昨年度と同様、令和7年度の募集に当たっては、国府、旭が丘、玉垣幼稚園における3年保育を検証する試行期間中であり、休園の基準とする園児数については、試行途中での休園を避けるとともに、最低限の人数を確保するため、3歳児は判断に含めないこと、4、5歳児の募集結果における入園希望園児数「15人未満」の基準を全園対象で「7人未満」にすることにより、休園判断を行うこととしています。そのため、令和7年度については存続予定である5園で開園を予定しております。また、今回の募集では、玉垣幼稚園と旭が丘幼稚園の3歳児において募集人員が定員を超えて申込みがあったため、抽選を実施しております。

次に、10月1日時点での集計を御覧ください。こちらは、9月21日以降におけるキャンセルや旭が丘と玉垣幼稚園において抽選で落選した方が他園へ異動した分を反映した人数です。そのため、令和7年度の5園の内訳といたしましては、3歳児の合計は48人で昨年度比5人の減少、4歳児の合計は74人で昨年度比11人の減少、5歳児の合計は99人で昨年度比18人の増加であわせまして、221人の予定でございます。学級数につきましては、旭が丘の5歳児の申込みが36人のため、2学級とし、飯野、神戸の4歳児の申込みが少なかったため、5歳児との複式学級を予定しております。よって、合計12学級となり、今年度比で1学級減となる見込みです。なお、昨年度同様、今回の募集の際にも、休園基準等について事前に御案内し、希望する園や応募人数によっては抽選又は休園の可能性のある旨を説明させていただいております。報告は、以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和6年11月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和6年11月教育委員会定例会でございますが、令和6年11月26日(火)午後2時45分から郡山小学校において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、令和6年11月教育委員会定例会を令和6年11月26日(火)午後2時45分から郡山小学校において、開催することにいたします。

(教育長) 以上をもちまして令和6年10月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

10月教育委員会定例会終了 午後2時35分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 松 嶋 康博